

「パーツ高による影響軽減策に基づく 生産効率向上のための機械更新の投資 奨励策についての投資奨励委員会布告 第 3/2554 号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● パーツ高による影響軽減策に基づく生産効率向上のための機械更新の投資奨励策についての投資奨励委員会布告第3/2554号

パーツ高の問題解決及び影響の軽減を助けるための投資奨励政策の支援が相当との判断により、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条の内容に基づく権限により、投資奨励委員会は以下のように生産効率向上のための機械更新投資を奨励するにあたっての原則と要件を定め、布告する。

1、本奨励策は、投資奨励を受けているかどうかを問わず、すでに実施された事業に適用する。投資奨励を受けていない場合は投資奨励委員会が投資奨励を布告した業種でなければならない。

2、元の投資奨励を受けたプロジェクトは、その法人所得税減免期間が終了した時に本奨励策に基づく投資奨励を申請することができる。または法人所得税の免除を受けなかったプロジェクトであれば本奨励策に基づく投資奨励を申請することができる。

3、すでに実施している事業の生産効率改善により生産能力の向上を可能とするため、例えば既存生産ラインへの自動システム導入など、機械更新投資計画を提出しなければならない。

4、以下の特典がある。

4・1、機械輸入税の免除。

4・2、土地代と回転資金を除く投資金の70%の割合で、3年間の法人所得税の免除。ここに既存事業の収入からの法人所得税を免除する。

4・3、法人所得税免除期間は奨励証の取得後に収入が生じた日から起算する。

5、仏暦二五五四年一二月三十一日までに申請しなければならず、投資奨励委員会事務局が奨励証を発行した日から3年以内に（機械更新を）完了しなければならない。

ここに仏暦二五五三年一月二四日から。

(以上)